

議第 45 号

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

老朽化した市営住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例

下呂市市営住宅条例（平成16年下呂市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
高畑団地の項～道添住宅の項（略）			高畑団地の項～道添住宅の項（略）		
三原住宅	下呂市三原9番地	4	三原住宅	下呂市三原9番地	8
愛宕団地の項～白山団地の項（略）			愛宕団地の項～白山団地の項（略）		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

老朽化した市営住宅（三原住宅8戸のうち4戸）を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 老朽化した三原住宅4戸を廃止します。

(別表関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

(附則関係)